

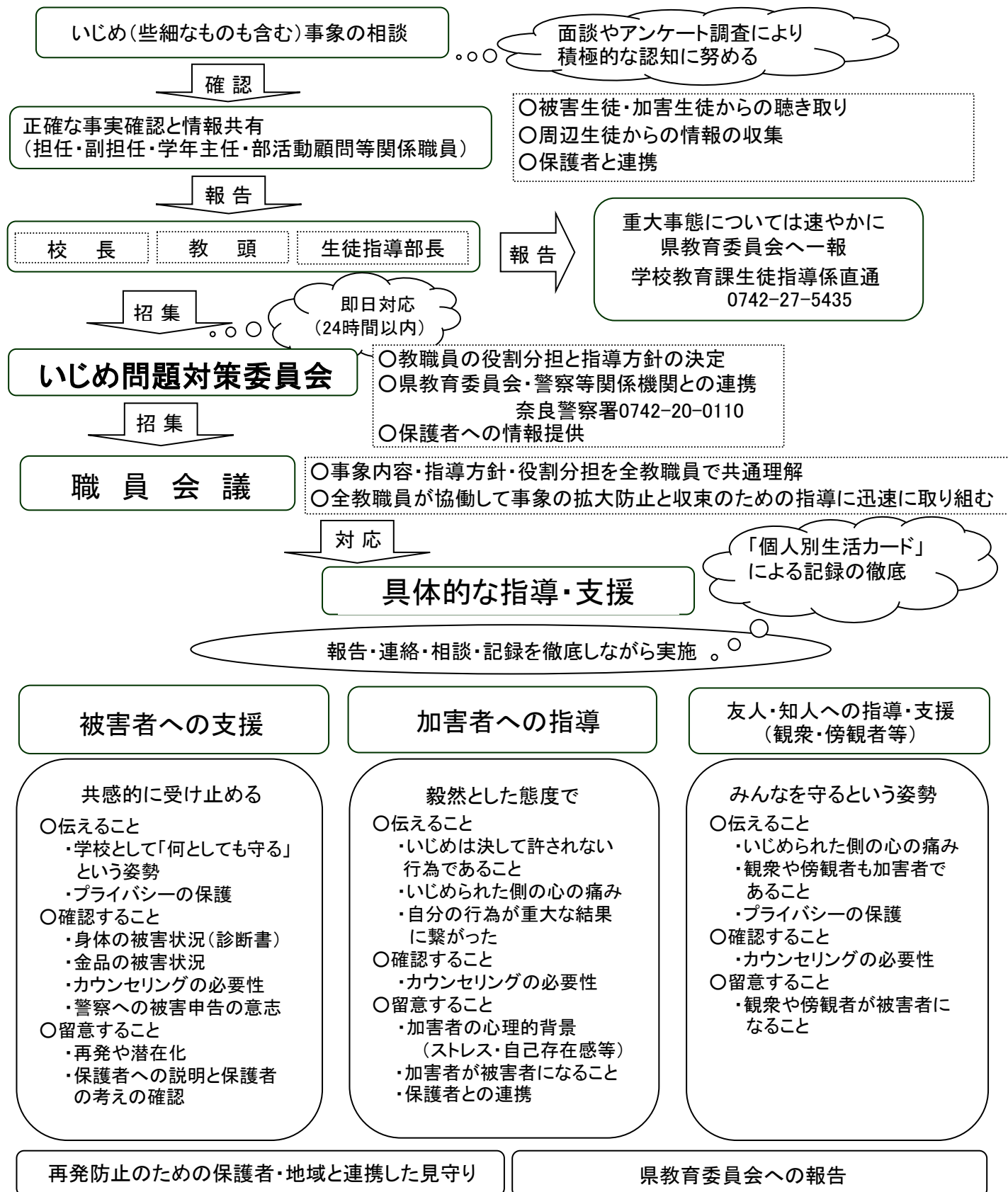
### いじめ問題対策委員会

校長・教頭・生徒指導・保健体育部長・人権教育相談部長  
教務部長・学年主任・当該学級担任・生徒指導部員・養護  
教諭 特別支援教育コーディネーター等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 組織対応の流れ



重大事態への対応 (いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学  
 ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。  
 ・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。  
 ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。  
 ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。